

職業訓練指導員の養成等に関する検討委員会

検討委員会における検討結果

検討結果に対する対応状況

検討委員会

委員会メンバー

- ・厚生労働省
- ・都道府県（福島県、千葉県、静岡県、佐賀県）
- ・（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構

課題

- 1 職業訓練指導員の安定確保
 - ・若年職業訓練指導員の安定的な確保
 - ・民間企業等の実務経験のある者の確保
- 2 質の高い職業訓練指導員の育成及び早期現場配置
 - ・スキルアップ訓練等の効果的な実施

検討事項

- ①職業訓練指導員の認知度の向上
- ②養成課程の検証及び見直しによる供給体制の整備
- ③職業訓練指導員免許に係る取得要件の見直し
- ④中長期的な職業訓練指導員の育成

検討事項①

職業訓練指導員情報総合サイトの開設

検討事項①

国・都道府県・機構が連携した職業訓練指導員の周知・広報活動の実施

検討事項②及び④

職業訓練指導員養成課程等の仕組みの見直し

検討事項③

職業訓練指導員免許の受験資格及び免除資格の拡大

【平成30年度予算措置】

- ・開設・運営は機構において実施予定
- ・機構に情報総合サイト運営委員会の設置予定
<掲載予定>
- ・職業訓練指導員紹介動画
- ・職業訓練指導員の活動情報
- ・各機関における募集情報や免許取得方法等

【運用による実施】

- ①ものづくりイベントへの紹介ブース設置
<実績>
 - ・若年者ものづくり競技大会（愛知）
 - ・技能五輪全国大会（栃木）
- ②企業等退職者に対する紹介活動
<実績>
 - ・自衛隊早期退職者に対する紹介
- ③大学に対する広報強化（就職部から教授まで）
- ④愛称・キャッチフレーズを活用した広報
<実績>
 - ・テクノインストラクター
～技で未来を切り開く～

【省令改正が必要な検討事項】

①職業訓練指導員養成課程等の仕組みの見直し

現行

総合課程、応用課程等、修了時に免許取得ができないこと（修了後、長期養成課程を受講）
長期養成課程において、専門課程担当までのレベルの指導員を養成することから現場配置に時間を要していること

【改正点】

- ・指導員養成課程の受講対象者の見直し
⇒総合課程在学中の短期養成課程の受講
- ・指導員養成期間の短縮
⇒普通課程担当者資格の創設

②職業訓練指導員免許の受験資格及び免除資格の拡大

現行

一部の指導員免許については、業界で広く認知されていない場合があり、免許が取りにくくなっていること

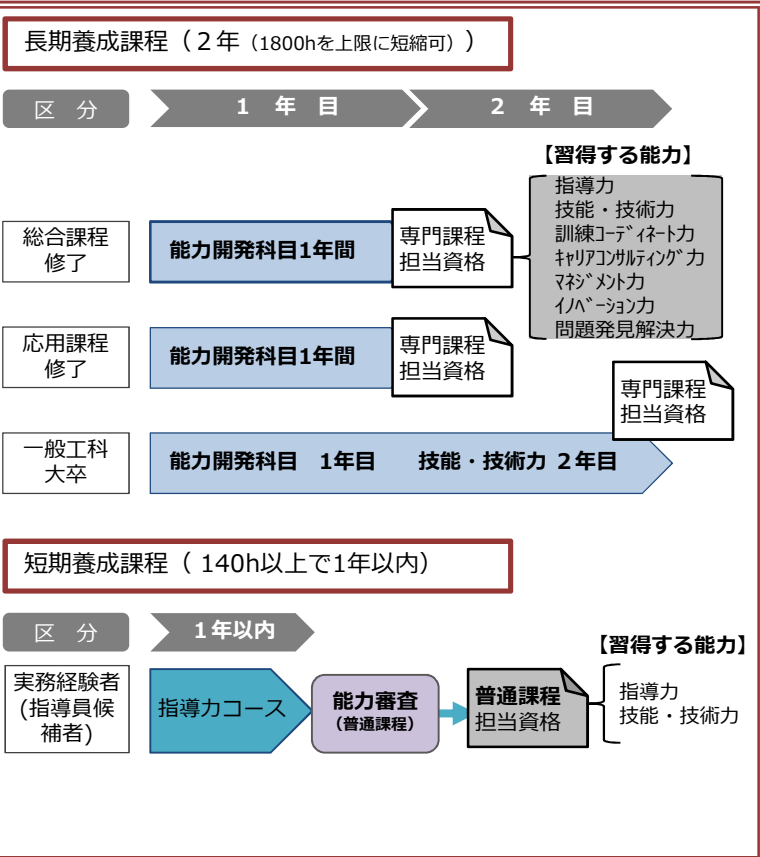
【改正点】

- ・業界で広く認知されており、職業訓練指導員に必要な技能が取得できる民間資格を新たに加えること

職業訓練指導員の養成等に関する検討概要及び方向性 (2/2)

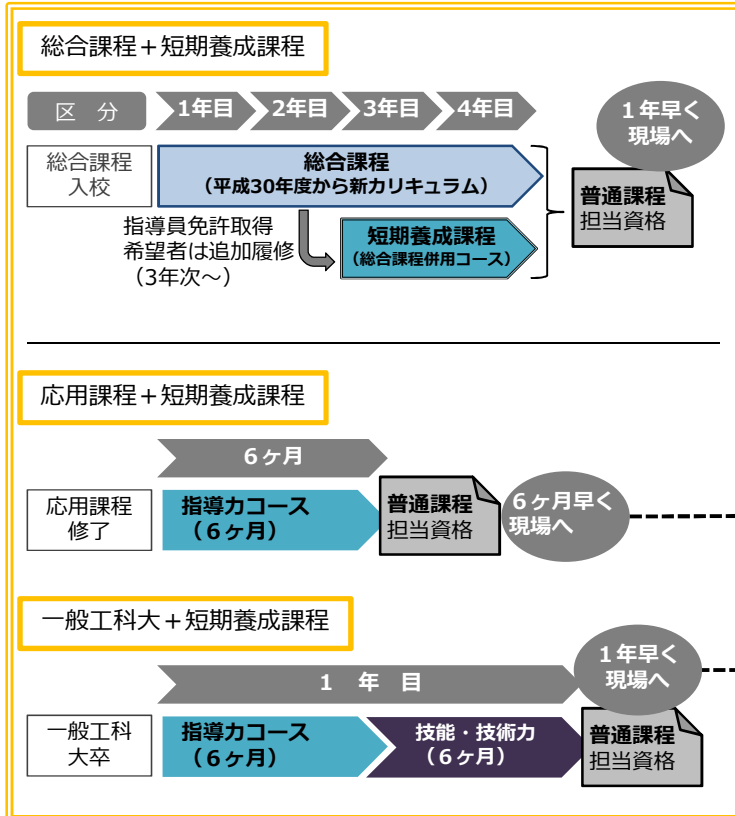
①職業訓練指導員養成課程等の仕組みの見直し

現状 (平成26年度改正)

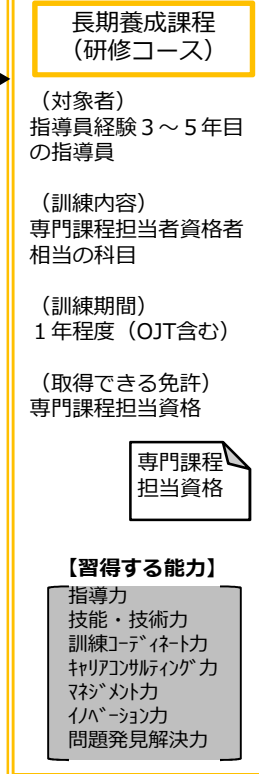


検討案 (平成31年度以降)

【短時間で若年指導員を養成する仕組み】

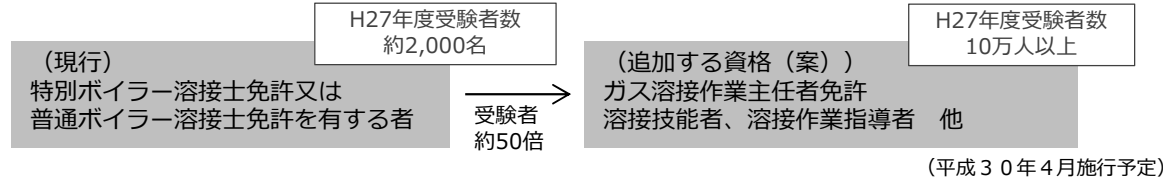


【現場経験のある指導員がスキルアップする仕組み】



②職業訓練指導員免許の受験資格及び免除資格の拡大

○指導員が不足している「溶接科」の指導員免許について、業界で広く認知されており、職業訓練指導員に必要な技能が取得できる民間資格を新たに加えることで指導員の安定的確保を図る



今後の予定

- 職業訓練指導員情報総合サイトの設計 (平成30年3月末迄)
- 短期養成課程の新たなコースについて、訓練カリキュラムの作成 (平成30年3月末迄)
- 省令改正に向けた準備